

プロテクション・フィールドガイド

Protection Field Guide

-in a context of cross cutting-

外務省 NGO 研究会

「人間の安全保障におけるプロテクション」参加 NGO 一同

プロテクション・フィールドガイド

Protection Field Guide -in a context of cross cutting-

本ガイドラインは平成 19 年度外務省主催「人間の安全保障におけるプロテクション」に関する NGO 研究会の活動成果として出版されました。但し文責は同 NGO 研究会に属します。

2008 年 3 月

作成: 外務省 NGO 研究会「人間の安全保障におけるプロテクション」参加 NGO
一同

目 次

I	このガイドの使い方	2
II	プロテクション(保護)とは何か?	4
III	各事業ごとの留意点	5
	1. 給水・衛生(WASH)	5
	2. 食糧(Food Aid)	10
	3. シェルター支援(Shelter and Settlement)	14
	4. 保健・医療(Health Services)	18
	5. 教育(Education)	23
IV	事業実施全体の留意点	
	1. 受益者への暴力・搾取の防止のためにすべきこと	29
	2. 人身取引の防止	30
	参加NGO一覧リスト(名称・URL)	31

I 使い方

【ハンドブックの目的】

このハンドブック「プロテクション・フィールドガイド」は、水の確保や食料配給等セクター／クラスターごとの事業として実施していく際にも必要とされるプロテクション（受益者の権利保障）上の注意点をチェックリストという形で確認できるよう作成されました。アセスメント・実施等事業実施の時間軸にあわせて、配慮すべき点を確認できるようになっています。

プロテクションそれ自体、またそれぞれの項目で取り上げられている「弱者」の詳しい情報について関心のある方は、2006 年度外務省 NGO 研究会「人道支援におけるプロテクション」参加 NGO が作成した「プロテクションガイドライン」を一読されることをお勧めします。

【ハンドブック作成の背景】

プロテクション、受益者の権利保障をあらゆる事業の中で確保していくことが援助の潮流になりつつあります。その中でプロテクションに関する様々な文献にはプロテクションそれ自体の事業（例えば難民の認定や受益者への法的支援、等）と同時に、受益者の権利保障をあらゆる事業で「主流化する」ことの重要性は触れられています。しかし、具体的な手法を実際に書いたものはまだ限られており、今回、フィールドにて実施していく観点から気をつけるべき点を抽出することになりました。

日本をベースに人道支援に取り組む NGO が集まり、2007 年度外務省 NGO 研究会「人間の安全保障におけるプロテクション」における研究・参加型のワークショップを通じてこのハンドブックを作成しました。以下の機関の方々には講師の派遣を通じてご協力頂きました。この場をかりて改めてお礼申し上げます。

- ・国連世界食糧計画(WFP)
- ・国際連合児童基金(UNICEF)
- ・国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)
- ・東京大学大学院人間の安全保障プログラム
- ・国際移住機関(IOM)
- ・秋田赤十字看護短期大学

・World Vision International

このガイドブックは、スフィア・プロジェクトにあるセクター分類を参考に、その中で必要なプロテクション上の配慮をまとめています。スフィア・プロジェクト本体については、(<http://www.sphereproject.org>)をご覧ください。

このガイドを使い、実施される個々の事業をよりよくするためのヒントとして活用していただけたら関係者一同大変うれしく思います。そして、この本を読まれた方からのご意見やインプットによってよりよいものにしていきたいと考えております。ぜひ、ご提案がありましたら、事務局をつとめた特定非営利活動法人 難民支援協会までご連絡ください。(protection@refugee.or.jp)

II プロテクション(保護)とは何か？

プロテクションについては、特に国際的に確立している定義はありませんが、「個々人の権利が国際的に確立されている条約(例 人権、人道及び難民法)の文言及び精神にのっとって十分に保護されるよう確保することを指向するすべての活動。あらゆる人権及び人道機関はこれらの活動を偏りなくまた人種、国籍、言語及びジェンダーに関わらず行わなくてはならない」とされています。

プロテクションは主に3つのカテゴリーに分類することもできます。1つ目は物理的な保護で、基本的な自由があり、身体の安全が確保されている状況を指します。2つ目は社会的な保護で、物質的なニーズ、教育、健康等が保障されている状態を指します。3つ目は法的な保護で、権限のある当局に登録がなされ、その場所での滞在が認められている状態を指します。新生児等も登録がなされていることが重要です。

広義のプロテクションは何か特定のプロジェクトを指すわけではありません。食料配給や衛生状態の確保等の個々の事業の実施においてプロテクションという権利保障の考え方を入れ込み、全体として受益者の権利が確保され、社会的に弱い立場におかれている人々が食料配給等からもれず、保護されている状況を目指す取り組みを指します。狭義のプロテクションとして用いる場合には、弱者保護、身体的及び精神的暴力からの保護、法的な保護を指すことが多いです。

最後に重要な点は、受益者を保護されるべき対象としてのみとらえないことです。受益者が一見すると力のない状況におかれているようであっても、自分自身の力で状況を変える力があるという価値観を持ち、共有していくことが重要です。困難な状況にある人々が、潜在的な適応力を強化することや、抑圧的な環境や構造を変革することを目的として、個人的、対人関係的、社会的、政治的レベルといったミクロレベルからマクロレベルでその自身が持つ能力を発揮させていく、エンパワメントの視点も重要です。

Ⅲ各事業ごとの留意点

1給水・衛生(WASH)

ここでいう給水・衛生とは、安全な水を確保する活動(Water)および衛生施設の確保(Sanitation)、衛生を確保する活動(Hygiene)をさします。

(1)給水・衛生から取り残されやすい人¹

- ✓ 障害者
- ✓ 高齢者
- ✓ 女性
- ✓ 子ども
- ✓ 難民・国内避難民
- ✓ 民族・宗教等で差別を受けている人

(2)給水を実施する上でのプロテクション上の配慮に関するチェックリスト

1)全体:安全な水へのアクセスは確保されているか？

- ✓ 給水に関連した管轄政府機関が確認され、彼らの役割や責任所在が明確になっているか？ 人道支援団体が政府の責任を代替(Substitute)してはいないか？
- ✓ とりわけ上記の弱者にとってアクセスしやすい場所にあるか？
- ✓ とりわけ上記の弱者が安全と感じる場所に設置されているか？
- ✓ 給水は貧しい人にとっても経済的にアクセス可能であるか？
- ✓ 給水について差別的な取り扱いはされていないか？(例えば難民が国民より少ない基準の給水しか得られない等)
- ✓ 給水施設の高さ・広さなど、子ども、高齢者、障がい者も利用しやすい設計になっているか
- ✓ 給水についての情報は分かりやすく広報されているか？文字が読めない人にとっても理解できるか？

¹ 人種、皮膚の色、性、年齢、言語、宗教、政治的もしくはその他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生、身体的もしくは精神的障害、健康状態 (HIV/AIDS を含む)、性的志向、及び市民的、政治的、社会的もしくはその他の地位に基づく差別を受けている人 (社会権規約委員会一般の意見 15 (2002) 水に対する権利)

- ✓ コミュニティ、とりわけ弱者が給水事業に関する苦情・提案・質問をできる処置をとっているか、またコミュニティはその方法をよく理解しているか？

2) 個別課題:

① アセスメント

- ✓ 給水ポイントの決定、維持・管理の方法に女性、子ども、障害者、ほか上記の弱者の意見が取り入れられているか？また、意志決定に上記の弱者は加わっているか？
- ✓ 公共施設(医療・教育施設等)には十分な給水がなされるよう配慮されているか？
- ✓ 給水ポイントの設置にあたり、土地が強制的に収奪されていないか？
- ✓ 給水ポイントの設置場所が特定民族、地主層など一定のグループが優先的権利を享受しやすい土地ではないか？その場合は平等な給水がなされるようコミュニティ内で合意が行われたか？
- ✓ 給水ポイントの設置にあたり、暴力を防ぐための配慮を行っているか？(井戸の場所がコミュニティから離れすぎている等)

② 事業実施

- ✓ 給水施設の建設・設置中、子どもが搾取的・危険な労働に携わっていないか？大人であっても、ヘルメットの支給、手掘りの際の酸素確保等安全に配慮がなされているか？

③ 維持・管理

- ✓ 維持・管理について女性・子どもやその他の弱者集団が平等に参加しているか？特定の役割が男性・大人・健常者中心に決められていないか？
- ✓ 特定の役割をもつコミュニティだけに維持の役割が集中していないか？(特に水汲みの役割が女性・子どもに集中する等)

④ 受益者への暴力・搾取の予防

- ✓ 受益者への暴力・搾取を防ぐための取り組み(給水ポイントがあらゆる

場所から見えるよう工夫されているか)

(3) 衛生を実施する上でのプロテクション上の配慮に関するチェックリスト

1) 全体: 衛生設備等へのアクセスは確保されているか?

- ✓ 衛生に関連した管轄政府機関が確認され、彼らの役割や責任所在が明確になっているか? 人道支援団体が政府の責任を代替(Substitute)してはいないか?
- ✓ 弱者にとってアクセスしやすい場所にあるか? 弱者にとって利用しやすい設計となっているか? (例えば障害者が利用しやすいよう手すりがある、子どもも使用できる高さ、サイズであるか)
- ✓ 弱者(特に女性や子ども)が安全と感じる場所に設置されているか?
- ✓ 衛生について差別的な取り扱いはされていないか? (例えば階級ごとに利用されている)
- ✓ 衛生に関する情報(例: トイレ等施設の利用方法等)についての情報は分かりやすく広報されているか? 文字が読めない人にとっても使い方が理解できるか?
- ✓ 石けんによる手洗いの重要性がすべての人へ周知されているか?
- ✓ 月経のある女性、おむつを使用する乳幼児など特定の衛生ニーズがあるグループへの配慮がなされているか? また、使用した布の洗濯・廃棄の場所や方法など、当該グループの意見が取り入れられた配慮がなされているか

2) 個別課題:

① アセスメント

- ✓ 衛生施設の決定、維持・管理の方法に女性、子ども、障害者、ほか上記の弱者の意見が取り入れられているか? また、意志決定に上記の弱者は加わっているか?
- ✓ 公共施設(医療・教育施設等)には十分な設備が設置されるよう配慮されているか?
- ✓ 衛生施設の設置にあたり、土地が強制的に収奪されていないか? 事業地の宗教等に配慮されているか?

- ✓ 衛生施設の設置場所が特定民族、地主層など一定のグループが優先的権利を享受しやすい土地ではないか？その場合は平等な使用が行われるようコミュニティ内で合意がとられたか？
- ✓ 衛生施設の設置にあたり、暴力を防ぐための配慮を行っているか？（例えば、シャワー・トイレ等の男女毎のドアが向かいっていない）

②事業実施

- ✓ 衛生施設の建設・設置中、子どもが搾取的・危険な労働に携わっていないか？大人であっても、ヘルメットの支給等安全に配慮がなされているか？

③維持・管理

- ✓ 維持・管理について女性・子どもやその他の弱者集団が平等に参加しているか？特定の役割が男性・大人・健常者中心に決められていないか？
- ✓ 特定の役割をもつコミュニティだけに維持の役割が集中していないか？（特に特定のカーストがトイレの掃除をする等）

④受益者への暴力・搾取の予防

- ✓ 受益者への暴力・搾取を防ぐための取り組み（衛生施設・入り口が死角にならない場所に設置されているか）

■給水・衛生に関する国際条約等■

A. 社会権規約第11条1項

自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。

B. 社会権規約第12条1項

この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

2項 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

- (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善

C. 社会権規約委員会一般的意見 15(2002) 水に対する権利

(経済的、社会的及び文化的権利に関する規約第 11・12 条)

D. 女性差別撤廃条約第14条2項 h

女性に対して十分な生活条件(特に、... 水の供給)を享受する」権利を確保しなければならない

E. 子どもの権利条約第 24 条 2 項

締約国に、「十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて」疾病及び栄養不良と闘うことを要求

■水・衛生の不整備によって生じるプロテクション上の課題■

1) 子どもが水をくみに行くため、学校に行かれない → 教育を受ける権利

2) 「女性は水汲み」という男女の役割の固定化 → ジェンダー

3) 遠くに水汲みに行く際に暴力を受ける可能性

4) トイレ・シャワーが人の目から離れているために、暴力を受ける可能性
→ 女性・子どもへの暴力

5) トイレ・シャワーが汚いために使われず、非衛生的な環境が広がる

6) 安全な水へのアクセスがないことにより、下痢等が蔓延し、子ども・高齢者等弱者の死亡率が高まる

→ 健康への権利

■参考文献■

Water and Sanitation for Disable People and other vulnerable groups

2. 食糧(Food Aid)

ここでいう食糧とは、食糧配給事業をさします。

(1) 食糧から取り残されやすい人

- ・障害者
- ・高齢者
- ・女性
- ・子ども
- ・難民・国内避難民
- ・民族・宗教等で差別を受けている人

(2) 食糧を実施する上でのプロテクション上の配慮に関するチェックリスト

1) 全体：食糧(十分なカロリーを含む)へのアクセスは確保されているか？

- ✓ 食糧配給に関連した管轄政府機関が確認され、彼らの役割や責任所在が明確になっているか？ 人道支援団体が政府の責任を代替(Substitute)してはいないか？
- ✓ 上記の弱者にとってもアクセスしやすい場所で配給がなされるか？(女性が配給の列に並ぶことが可能か等) 特定グループのアクセスが困難な場合は、別途配給が手配されているか？
- ✓ 食糧配給について差別的な取り扱いはされていないか？
- ✓ 配給についての情報は分かりやすく広報されているか？文字が読めない人にとっても理解できるか？
- ✓ 配給された食糧を弱者は自身の家に持って帰ることができるか？(例えば障害者は配給された食糧を犠牲にすることなく持ち帰ることができるか)持ち帰りが困難な場合は、自宅への配給など別途配給手段が手配されているか
- ✓ 当該地域が全体として食糧不足状態でない場合、特定の民族、社会グループなどが恣意的に食糧へのアクセスを阻まれている可能性を調査したか？また、その事実が認められた場合、アドボカシー活動などを通じてその根本課題の解消に努めているか？

2) 個別課題:

① アセスメント

- ✓ 登録の実施にあたり、女性、子ども、障害者等の有無を認識する手段がとられているか？また、配給にあたってそれらのグループに特別な配慮が必要な場合、事前に計画・準備が行われているか
- ✓ 受益者登録において、女性や子どもが家長の場合に当該女性もしくは子ども自身の名前で登録が行われているか？(代理登録でないか？)
- ✓ 配給ポイントの決定、運営・管理に女性、子ども、障害者、ほか上記の弱者の意見が取り入れられているか？また、意志決定に上記の弱者は加わっているか？
- ✓ 配給する食糧が受益者の文化的・宗教的等のニーズに配慮しているか？(例えば、イスラム教徒の受益者に対して豚が材料として含まれている食材の配給をしない)

② 運営・管理

- ✓ 食糧配給の運営・管理について女性その他の弱者集団の参加が妨げられていないか？(例えば女性の家事の時間に配慮しているか？、School Feeding において子どもの参加が妨げられていないか？)
- ✓ 食糧配給において十分な栄養が確保されているか？
- ✓ 配給を実施する側、及び受け取る側が男性及び特定の地位(特権階級)の人に集中していないか？女性の参加は確保されているか？
- ✓ Food for Work の場合は子どもが労働に参加していないか
- ✓ 食料が実際に受益者(特に弱者)に届き、消費されているかを確認するため、モニタリングを行っているか？
- ✓ コミュニティ、とりわけ弱者が食糧配給に関する苦情・提案・質問をできる処置をとっているか、またコミュニティはその方法をよく理解しているか？

③ 受益者への暴力・搾取の予防

- ✓ 食糧配給における受益者と支援機関スタッフとの性的な関わりに関する啓発を行う。

- ✓ 配給に関わる機関とそのスタッフの間で、受益者との性的関わり、不当な配給物資の搾取、故意の受益者登録操作などについて規制をする Code of Conduct にサインをする。
- ✓ 受益者選定基準および Code of Conduct が受益者にもわかりやすい形で周知されている。(現地語でのポスター掲示、事前のコミュニティにおけるミーティングなど)

■食糧に関する国際条約等■

A. 社会権規約第11条

1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

2 この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。

(a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。

(b) 食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること。

C. 社会権規約委員会一般的意見一般的意見第 12(1999) : 十分な食料に対する権利

D. 子どもの権利条約第 24 条 2 項

締約国に、「十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて」疾病及び栄養不良と闘うことを要求

■食糧の不整備によって生じるプロテクション上の課題■

1) 飢餓による生命の危機→生命に対する権利

2) 食糧を受け取る際に暴力を受ける可能性→暴力・搾取を受けない権利

弱者が食糧配給からもれてしまう可能性

3. シェルター支援(Shelter and Settlement)

ここでいうシェルター支援とは物理的な身体の安全、病気を防ぎ健康に生活する等人間としての尊厳を最低限確保するための支援をさします。シェルター設置に当たっては、他の資源(特に水)等の確保もあわせてできていることが設置にあたり非常に重要となります。

(1)シェルター支援から取り残されやすい人

- ・障害者
- ・高齢者
- ・女性
- ・子ども
- ・難民・国内避難民
- ・民族・宗教等で差別を受けている人

(2)シェルター支援をする上でのプロテクション上の配慮に関するチェックリスト

1)全体:シェルターへのアクセスは確保されているか?

- ✓ シェルター支援に関連した管轄政府機関が確認され、彼らの役割や責任所在が明確になっているか? 人道支援団体が政府の責任を代替(Substitute)してはいないか?
- ✓ シェルターの場所・配置は弱者にとってもアクセスしやすい場所に設置されているか?
- ✓ シェルターの場所・配置は弱者が安全と感じる場所に設置されているか?
- ✓ シェルター支援について差別的な取り扱いはされていないか?
- ✓ 受益者自身がシェルターを建設する場合において、弱者のシェルター建設を補助する仕組みがあるか?(例えば、屋根を自分たちでつけなくてはならない時に障害者、子どもだけの世帯等自分でできない人を助ける仕組みがあるか?)
- ✓ シェルターは目的(短期的・中長期的なもの)に沿って建設されているか?また状況の変化によってその目的が変わる場合(短期的なものか

ら長期的へ)に、受益者の同意を含め変化に対して迅速に対応ができているか？

- ✓ シェルター自身の建設・運営を通じて受益者自身が参加し、エンパワメントを図る機会が設けられているか？

2) 個別課題:

① アセスメント

- ✓ シェルターの設置にあたり、安全及び(例えば、武力勢力からの攻撃等を受けない場所)及び最低限生きていくことのできる環境(受益者に必要な水及び排水設備)を確保しているか？
- ✓ 緊急避難経路は確保されているか？またそれがコミュニティに周知されているか？
- ✓ 登録の実施にあたり、女性、子ども、障害者等の有無を認識する手段がとられているか？
- ✓ シェルターの設置・運営・管理に女性、子ども、障害者、ほか上記の弱者の意見が取り入れられているか？また、意志決定に上記の弱者は加わっているか？
- ✓ シェルターの仕様は現地の気候・文化的・宗教的なニーズ、および高齢者や障がい者など弱者グループのニーズに合致しているか？

② 運営・管理

- ✓ 差別を受けている人が不利な場所に集められていないか？
- ✓ 強制的なシェルターからの退去・移動を防ぐための取り組みはされているか？
- ✓ シェルターの資材配給において、弱者にとってもアクセスしやすい場所で配布がなされるか？特定グループのアクセスが困難な場合は、別途配布が手配されているか？
- ✓ シェルターの建設・設置中、子どもが搾取的・危険な労働に携わっていないか？
- ✓ シェルター支援が男性及び特定の地位(特権階級)の人に集中していないか？恣意的な意志決定がなされていないか？

- ✓ 一部のシェルターを使って性的暴力が恒常的に行われることがないよう、女性を含む監視員を置く等の環境を作る。(例えば、一部のシェルターが強制的な売春宿と化す等)
- ✓ コミュニティ、とりわけ弱者がシェルター支援に関する苦情・提案・質問をできる処置をとっているか、またコミュニティはその方法をよく理解しているか？

③受益者への暴力・搾取の予防

- ✓ シェルター支援における受益者と支援機関スタッフとの性的な関わりに関する啓発を行い、規制を了承する旨の Code of Conduct にサインをする。
- ✓ Code of Conduct が受益者にもわかりやすい形で周知されている。(現地語でのポスター掲示、事前のコミュニティにおけるミーティングなど)

■住居に関する国際条約等■

A. 社会権規約第11条

1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

B. 社会権規約第12条1項

この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

C. 女性差別撤廃条約第14条2項 h

女性に対して十分な生活条件(特に、... 住居)を享受する権利を確保しなければならない

■シェルターの不整備によって生じるプロテクション上の課題■

- 1) 住む場所を得られない→相当な住居に対する権利の侵害

2) 女性・子どもに対する性的搾取の可能性が増加する²→暴力・搾取を受けない権利の侵害

²社会権規約委員会第一般的意見第7(1997)十分な住居に対する権利(規約第11条1項)

4. 保健・医療(Health Services)

ここでいう保健・医療とは保健・医療システム及びインフラ整備を中心とした保健・医療サービスの提供を指します。また、設置にあたってはシェルターと同様に、他の資源(特に水)、十分な衛生施設³等の確保もあわせてできていることが非常に重要です。

(1) 保健・医療から取り残されやすい人

- ・障害者
- ・高齢者・・・子ども等に比べて、高齢者特有の病気等の理解が医療機関にない場合医療から取り残される場合がある。
- ・女性
- ・子ども
- ・難民・国内避難民・・・外国人であることにより、言葉の壁・差別等により十分な医療が受けられない場合がある。
- ・HIV/AIDS ウイルスをもった人のような脆弱な又は疎外された集団
- ・民族・宗教等で差別を受けている人

(2) 保健・医療を実施する上でのプロテクション上の配慮に関するチェックリスト

1) 全体: 保健・医療へのアクセスは確保されているか？

- ✓ 保健・医療サービスに関連した管轄政府機関が確認され、彼らの役割や責任所在が明確になっているか？ 人道支援団体が政府の責任を代替(Substitute)してはいないか？
- ✓ 保健・医療サービスの提供場所・配置は弱者にとってもアクセスしやすい場所に設置されているか？(例えば、歩行に困難がある高齢者でも行かれるか？)
- ✓ 保健・医療サービスについて差別的な取り扱いはされていないか？(例えば、特定の民族が治療を受けられないか？)

³ 安全な飲み水、十分な衛生設備、病院、診療所及びその他の健康関連施設、訓練を受け国内で適切な給与を得ている医療及び専門職員、WHOの「必要不可欠な薬品に関する行動計画」で定義されている必要不可欠な薬品のような、健康の基礎となる決定要素(到達可能な最高水準の健康に対する権利(社会権規約規約12条))

- ✓ 適切な料金で運営されているか？ 貧しい人でも支払いが可能か？
- ✓ 受益者の文化的・宗教的ニーズに対応した医療体制がなされているか？（例えば、医者が男性のみで女性が診察を受けられないことを解消しているか？）

2) 個別課題:

① アセスメント

- ✓ 保健・医療の設置・運営・管理に女性、子ども、障害者、ほか上記の弱者の意見が取り入れられているか？ また、意志決定に上記の弱者は加わっているか？

② 運営・管理

- ✓ 保健・医療サービスは受益者の文化的・宗教的等ニーズに配慮しているか？
- ✓ 保健・医療サービスに関わる全てのスタッフが、適切な医療行為と共に、適切な弱者への対応、ジェンダーへの配慮ができるよう啓発・トレーニングがなされているか？
- ✓ 差別を受けている人が保健・医療サービスにおいて不利な取り扱いを受けていないか？（例えば、ワクチンの接種等） また、被差別グループのコミュニティからの乖離・分離を推奨せず、同じ条件でサービスが受けられるよう啓発をおこなっているか？
- ✓ 保健・医療サービスを実施する中で、ジェンダーの視点を持ち、女性にとって有害な慣習（例えば、FGM等）等を減少させていく取り組みができてきているか？
- ✓ コミュニティ、とりわけ弱者が保健・医療サービスに関する苦情・提案・質問をできる処置をとっているか、またコミュニティはその方法をよく理解しているか？

③ HIV/AIDSをはじめとする差別されやすい疾病の罹患者への対応

- ✓ 患者個人のプライバシーを重視する。
- ✓ 患者個人に対してカウンセリングと共に結果を伝える。

- ✓ 関係者の守秘義務を徹底する。
- ✓ 感染を防ぐ手段について、啓発を行う。
- ✓ コミュニティ全体に対して差別・偏見を受けないような啓発を行う。

④受益者への暴力・搾取の予防及び被害者への対応

- ✓ 保健・医療サービスにおける受益者と支援機関スタッフとの性的な関わりに関する啓発を行い、規制を了承する旨の Code of Conduct にサインをする。
- ✓ 暴力・搾取を受けた被害者へ対して治療を提供するほか、必要に応じて関係機関(例えばレイプの場合は本人の希望を聞いて警察等の法執行機関、被害者の心理的ケア等の専門機関、法的救済機関)へ照会する。

■保健に関する国際条約等■

A. 社会権規約第12条1項

この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

2 この規約の締約国が 1 の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

- (a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策
- (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
- (c) 伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧
- (d) 病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出

B. 一般的意見第 14 (2000)

到達可能な最高水準の健康に対する権利(規約 12 条) (E/C.12/2000/4)

C. 子どもの権利条約 第 24 条

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1 の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
- (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
- (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
- (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
- (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生(環境衛生を含む。)並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
- (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての

措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

D. 女性差別撤廃条約第14条2項

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

■保健・医療の不整備によって生じるプロテクション上の課題■

- 1) 適切な医療が受けられない
- 2) 感染症の蔓延
- 3) 子どもの死亡率増加 →生命に対する権利・健康への権利の侵害
- 4) 自身の疾病等に関する情報の漏洩 →プライバシーに対する権利の侵害

5. 教育(Education)

ここでいう教育とは、広範な価値観を指向して行なわれる⁴公教育およびノンフォーマル教育、就学前教育、識字教育、成人教育を含みます。

(1)教育から取り残されやすい人⁵

- ✓ 障害者
- ✓ 女性、とりわけ少女、10代の母親等
- ✓ 誘拐されてきた子ども
- ✓ 家族から離れている子ども
- ✓ 武力紛争に関わった子ども
- ✓ 武力紛争の影響を受けた子ども
- ✓ 労働に従事している子ども
- ✓ 病人(とりわけHIV／エイズに感染した子ども)⁶
- ✓ 難民・国内避難民
- ✓ 民族・宗教等で差別を受けている人
- ✓ 法的保護下におかれた人
- ✓ 無国籍者

(2)教育を実施する上でのプロテクション上の配慮に関するチェックリスト

1)全体:すべての個人が適切な、質のよい教育にアクセスできることを確保しているか?

- ✓ 教育に関連した管轄政府機関が確認され、彼らの役割や責任所在が明確になっているか?
- ✓ 人道支援団体が政府の責任を代替(Substitute)してはいないか?
- ✓ とりわけ上記の弱者にとって利用しやすい場所にあるか?
- ✓ とりわけ上記の弱者が安全と感じる場所に設置されているか?

⁴子どもの権利委員会 一般的意見第1号(2001年) 第29条1項:教育の目的

⁵ INEE, “Minimum Standards for Education in Emergencies, Chronic Crises and Early Reconstruction”

⁶「HIV・エイズが存在する世界で暮らす子ども」に関する一般的討議の日(1998年)ののちに子どもの権利委員会が採択した勧告(UN doc. A55/41 (2000), para.1536)

- ✓ 教育は経済的に苦しい立場にある人にとっても受けることが可能であるか？
- ✓ とりわけ初等教育については無償で受けられるか？
- ✓ 教育を受けるために不要な条件が課されていないか？（例えば、水のない地域で水をバケツ一杯くんで持って行く等）
- ✓ 教育について差別的な取り扱いはされていないか？（例えば外国人である難民には公教育を受ける権利がない等）
- ✓ 教育施設が子ども、高齢者、障がい者も利用しやすい設計になっているか？
- ✓ 教育内容が子ども、高齢者、障がい者もわかりやすいものになっているか？
- ✓ とりわけ子どもの発達に応じた教育内容になっているか？
- ✓ 教育についての情報は分かりやすく広報されているか？文字が読めない人にとっても理解できるか？
- ✓ コミュニティ、とりわけ子どもなどの弱者が学校運営や教授方法など教育に関する苦情・提案・質問をできる処置をとっているか、またコミュニティはその方法をよく理解しているか？
- ✓ 教育を提供する人たちの質と量が適正であるか？

2) 個別課題:

① アセスメント

- ✓ 決定、維持・管理の方法に女性、子ども、障害者、ほか上記の弱者の意見が取り入れられているか？また、意志決定に上記の弱者は加わっているか？
- ✓ 質の維持・改善の方法に女性、子ども、障害者、ほか上記の弱者の意見が取り入れられているか？また、意志決定に上記の弱者は加わっているか？
- ✓ 暴力を防ぐための配慮を行っているか？（コミュニティの目が届きにくい場所や作りや内容になっている等）
- ✓ 教育施設の設置にあたり、土地が強制的に収奪されていないか？
- ✓ 教育施設の設置場所が特定民族、地主層など一定のグループが優先

的権利を享受しやすい土地ではないか？

②維持・管理

- ✓ 教育環境と通学時の学生の安全は確保されているか？
- ✓ 維持・管理について女性・子どもやその他の弱者集団が公平に参加しているか？特定の役割が男性・大人・健常者中心に決められていないか？
- ✓ 特定の役割をもつコミュニティだけに維持の役割が集中していないか？
- ✓ 受益者に対して文化的・社会的・経済的・宗教的な配慮がなされているか？
- ✓ 教育に関わる全てのスタッフが、適切な教育行為と共に、適切な弱者への対応や配慮ができるよう啓発・トレーニングがなされているか？

③モニタリング・評価

- ✓ 女性、子ども、障害者、ほか上記の弱者の意見が取り入れられているか？また、意志決定に上記の弱者は加わっているか？特定の役割が男性・大人・健常者中心に決められていないか？
- ✓ 特定の役割をもつコミュニティだけに維持の役割が集中していないか？
- ✓ アセスメントや維持・管理で示された要件が十分に満たされているか？
- ✓ 行政やコミュニティがモニタリング・評価に関わり、問題意識を持って教育における保護の問題に引き続き取り組めるか？

④受益者への起こり得る暴力・搾取の予防

- ✓ 受益者への暴力・搾取を防ぐための取り組みがなされている。
- ✓ とりわけ子どもが労働に従事することを防ぐための取り組みがなされている。
- ✓ 教育支援における受益者と支援機関スタッフとの性的な関わりを防ぐための啓発を行い、規制を了承する旨の Code of Conduct にサインを

する。

- ✓ Code of Conduct が受益者にもわかりやすい形で周知されている。(現地語でのポスター掲示、事前のコミュニティにおけるミーティングなど)

■教育に関する国際条約等■

A. 社会権規約第13条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

- (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。
- (b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。
- (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。
- (d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。
- (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

4 この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行なわれる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

B. 社会権規約委員会 一般的意見13号:教育への権利(規約第13条)

C. 子どもの権利条約第 28 条

1. 締約国は、子どもの教育への権利を認め、かつ、漸進的におよび平等な機会に 基づいてこの権利を達成するために、とくに次のことをする。

1. 初等教育を義務的なものとし、かつすべての者に対して無償とすること。
2. 一般教育および職業教育を含む種々の形態の中等教育の発展を奨励し、すべての子どもが利用可能でありかつアクセスできるようにし、ならびに、無償教育の導入および必要な場合には財政的援助の提供などの適当な措置 をとること。
3. 高等教育を、すべての適当な方法により、能力に基づいてすべての者がア クセスできるものとする。
4. 教育上および職業上の情報ならびに指導を、すべての子どもが利用可能で ありかつアクセスできるものとする。
5. 学校への定期的な出席および中途退学率の減少を奨励するための措置をとること。

2. 締約国は、学校懲戒が子どもの人間の尊厳と一致する方法で、かつこの条約に 従って行われることを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。

3. 締約国は、とくに、世界中の無知および非識字の根絶に貢献するために、かつ 科学的および技術的知識ならびに最新の教育方法へのアクセスを助長するために、教育に関する問題について国際協力を促進しかつ奨励する。この点につい ては、発展途上国のニーズに特別な考慮を払う。

D. 子どもの権利条約 第 29 条

1. 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

1. 子どもの人格、才能ならびに精神のおよび身体的能力を最大限可能なまで 発達させること。
2. 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重 を発展させること。
3. 子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊 重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、 ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること。
4. すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の 理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社 会において責任ある生

活を送れるようにすること。

5. 自然環境の尊重を發展させること。

2. この条または第28条のいかなる規定も、個人および団体が教育機関を設置し かつ管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、つねに、この条の1に定める原則が遵守されること、および当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限の基準に適合することを条件とする。

E. 子どもの権利委員会 一般的意見第1号(2001年) 第29条1項:教育の目的

■参考文献■

Minimum Standards for Education in Emergencies, Chronic Crises and Early Reconstruction (INEE)

IV. その他

1. 受益者への暴力・性的搾取の防止のためにすべきこと

1) 受益者に対して行うべきこと

- ・受益者の権利、とりわけ暴力・性的搾取から守られていることを伝える
- ・行動規範(Code of Conduct)が存在することを伝える
- ・事件が起きた場合の通報システムを確立し、受益者へ周知させる
- ・受益者自身が自分自身を守る方法を伝える
- ・一人きりで会わない
- ・コミュニティの中にコンタクトパーソンを設置し、予防・啓発、また事件が起きた時の対応者を決める
- ・通報者の守秘義務を確保する

2) 組織内で行うべきこと

【予防】

- ・受益者への暴力・性的搾取についての組織内の理解のためのガイドラインを作成する
- ・研修を行う
- ・問題発生時の対処方法(例:相談窓口)を決めておく
- ・スタッフ契約時にもGBV防止を明記して契約を結ぶ

【対応】

- ・事案発生後に公正な手続きで調査を行う。その際に守秘義務、釈明の機会の保障等を確保する
- ・事実確定後には組織内の対応計画を立て、ガイドライン策定を含むフィードバックを行う
- ・メディア対応を行わなくてはならない際も、守秘義務等に配慮する

3) 他機関と行うべきこと

- ・積極的な取り組みが見られない場合は、政府へのアドボカシーを行う
- ・政府・Protection Unit にリードを取ってもらい、関係者合同でセミナー等の実施を行う

- ・ Code of Conduct への署名を関係者で行う。ない場合には、自分の団体のルールを共有し、関係者間で広める

2. 人身取引の防止

1) 人身取引の定義: 搾取の目的で、暴力若しくはその他の形態の強制力による脅迫若しくはこれの行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を採用し、運搬し、移送し、蔵匿し又は収受すること⁷

2) 女性・子ども(とりわけ保護者がいない場合)に人身取引のリスクが高い。登録を通じてそのような弱い立場にある人を把握し、政府・国際機関(UNICEF, IOM等)と協力して対応にあたることが重要

また、ポスターや演劇等分かりやすいメッセージを用いた防止のための啓発も大切

※ スフィアプロジェクトに紹介されているが、本ガイドラインの中で選ばれなかった 이슈(Nutrition, Food Security, NFI)については、総論・その他部分を参考にしてください。また、NFI については食糧配給部分を参考にしてください。

※ また、各セクターごとの具体的な事業についての指標等は、スフィアプロジェクト本文(<http://www.sphereproject.org>)を参照して下さい。

⁷ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(人身取引議定書第3条)

■参加NGO一覧リスト(名称・URL)

特定非営利活動法人 ADRA Japan

<http://www.adrajpn.org/>

特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン

<https://childfundorjp.securesites.net/>

特定非営利活動法人 ACE

<http://www.acejapan.org>

全国難民弁護団連絡会議

<http://www.jlnr.org/>

特定非営利活動法人 JADE-緊急開発支援機構

<http://www.jade.or.jp/index.html>

特定非営利活動法人 難民支援協会

<http://www.refugee.or.jp>

特定非営利活動法人 国際平和協力センター

<http://www.ipac-jp.org>

特定非営利活動法人 難民を助ける会

<http://www.aarjapan.gr.jp/>

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

<http://www.japanplatform.org/>

日本赤十字社

<http://www.jrc.or.jp/>

特定非営利活動法人 災害人道医療支援会 (HuMA)

<http://www.huma.or.jp/>

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティー

<http://www.habitatjp.org>

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

<http://www.savechildren.or.jp/>

特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会

<http://www.bhn.or.jp/>

特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン

<http://www.peace-winds.org/>

特定非営利活動法人 ブリッジ エーシア ジャパン

URL: <http://www.baj-npo.org/>

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン

URL: <http://www.worldvision.jp/>